

庁舎空調設備（PAC）更新工事

標準型プロポーザル実施要領（公募）

沖縄市 総務部

契約管財課

## 1 標準型プロポーザル方式（公募）実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは庁舎空調設備（PAC）更新工事を実施するに当たり、広く企画提案を募集し、より適切な受注者を選定することを目的とする。

## 2 事業の概要

### （1）事業名

庁舎空調設備（PAC）更新工事

### （2）事業の目的

沖縄市役所庁舎は平成5年に竣工して以降、一部の箇所を除く空調設備の更新等を行っておらず、老朽化による故障で稼働できない空調設備があり、また、現在稼働している空調設備についても、経年劣化による能力低下により、適正な室内温度を保てない状態であります。

このような現状を踏まえて、本事業は沖縄市役所庁舎において、庁舎の適正な室温を保つことで、来庁者及び職員にとって、快適かつ安全に過ごせる環境を整備し、市民サービス及び事務効率の向上につなげることを目的とする。

### （3）事業内容

別紙の概要仕様書のとおり

### （4）契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

### （5）予定上限額

136,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）※総額

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 当該金額の範囲内での契約金額となり、これを超えての見積金額は失格となる。

### （6）支払条件

沖縄市契約規則に準ずる。

## 3 担当課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所 総務部 契約管財課（庁舎地下2階）

担当係：管財係

TEL：098-939-1212（内線：2096）

E-mail：[a14kanza@city.okinawa.lg.jp](mailto:a14kanza@city.okinawa.lg.jp)

#### 4 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者（代表者）となろうとする者）は、市内に本社を置く法人等であること。また、共同企業体を構成して申請する場合は、市内に本社を置く法人等のうちから代表団体を定めること。

##### 【1】単体企業として参加する場合

(1) 次の①～④に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成 15 年 4 月 21 日制定）により資格の再認定を受けていること。

③ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けていないこと。

④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(2) 平成 30 年度以降において、元請けとして単体企業で国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人等が発注した受注金額 1, 500 万円以上の空調設備の改修工事の実績を有していること。（様式 2-1）

(3) 建設業許可（管工事）を受けている者であること

##### 【2】共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、代表者は上記【1】の全ての要件を、全ての構成者が上記（1）の要件を全て満たしていること。

参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

#### 5 参加意思表明書・企画提案書の作成及び提出

(1) 参加意思表明書 ※共同企業体の場合は参加企業すべて

提出書類	様式等	提出部数等
参加意思表明書	様式-1	1部
履歴事項全部証明書等	法人の場合「登記簿謄本」 商号登記している個人の場合「商号登記簿謄本」	1部

	商号登記していない個人の場合「身分証明書」 ※本市に登録のある業者は提出不要。	
滞納のない証明書	法人の場合 「市町村税」「県民税」「法人税」「消費税および地方消費税」 個人の場合 「市町村税」「所得税」「消費税および地方消費税」 ※本市に登録のある業者は提出不要。	各1部
工事实績調書	様式-2-1 工事件数に応じ複数枚	1部
配置予定技術者調書	様式-5 ※監理技術者を配置すること。	

## (2) 企画提案書

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式-3 (企画提案書表紙)	原本1部 コピー7部
	様式-4 (工事実施体制) 任意様式可	
	任意様式 (企画提案書)	
	任意様式 (実施工程表)	
	様式-8 (見積書)	

## (3) 提出について

- ① 提出期限 令和5年7月14日(金) 12:00まで
- ② 提出先 沖縄市総務部契約管財課(「3 担当課」を参照)
- ③ 提出方法  
持参又は郵送(いずれの方法でも提出期限必着とする。)  
郵送する場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限必着するように送付すること。
- ④ その他 追加資料等の提出を求められることがある。

## (4) 企画提案書等作成時の注意事項

提出される企画提案書等は、A4版とし、文字サイズは12ポイント以上とする。

## 6 本件に関する質問及び回答の方法等

### (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並び

に参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

## (2) 質問及び回答の方法

① 様式 様式-6 (質問書)

② 提出先 沖縄市総務部契約管財課 (「3 担当課」を参照)

③ 提出方法

持参、送付、ファックス又は電子メール(いずれの方法でも受付期間内必着とする。)

④ 受付期限 令和5年6月21日(水) 17:00まで

⑤ 質問の回答

質問があった事項については、令和5年6月26日(月) 17:00までに本市ホームページにて回答を記載する。

## 7 選定方法

提出書類の審査に基づき、「庁舎空調設備(PAC)更新工事候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、適正かつ公平に審査を行う。なお、審査は非公開とする。合計点数が最も高かった企画提案書の提出者を最優秀者として決定する。ただし、総得点が一定基準(60%)に満たない場合、契約候補者に選定しない。

### (1) 書類審査の開催予定日について

令和5年7月28日(金) 予定 ※別途通知

※プレゼンテーションは行わない。

### (2) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、選定委員会で評価項目を追加等することがある。

#### 【一次審査】書類審査

評価項目	評価基準	配点
企業能力及び工事实績	経営規模の妥当性	10
	同種工事实績	
推進体制	監理技術者等の実績、資格等及び推進体制の充実度	10
参考見積書	参考見積金額の経済性	10

#### 【二次審査】書類審査

評価項目	評価基準	配点
業務の実施方針	業務目的への理解	30
	実施工程・フローの妥当性	
	実施体制・人員配置、有資格者の実務経験(臨機の対応方法)	
提案内容	総合的な施工計画 具体的な目標設定、実施手法の有効性	40
	工事施工中の市民及び職員への配慮	
	環境対策等の独自提案	

	提案内容の的確性、独創性、実現性への評価 引き渡し後のアフターケアの体制など	
	合計	100

## 8 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領4に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めを反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

## 9 工事契約に関する事項

### (1) 契約候補者の特定

市は、最優秀者を本工事契約に係る契約候補者として特定するとともに、見積書を徴し工事業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び協議が実施できない場合には、契約候補者を次点者から再特定することがある。

- ① 契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 契約候補者が、国・県及び沖縄市から工事業務に係る指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 契約候補者が、特定後に本要領8に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

### (2) 工事の仕様及び実施条件

- ① 本工事の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、市及び契約候補者が協議の上定めるものとする。
- ② 本工事の仕様決定にあたり、契約候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 企画提案書に記載した業務責任者及び主任担当者は、変更できないものとする。ただし、特別な理由により市がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

### (3) 契約履行

本業務の工事契約は、工事契約書（案）及び沖縄市契約規則によるものとする。また、請負者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、書面により

市の承諾を得たときはこの限りでない。

#### (4) 失格による契約の解除

本工事の契約後に、請負者が本要領8に定める失格条項に該当していることを認めた場合には、契約を解除することがある。

### 10 その他

#### (1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
第一回候補者選定委員会	令和5年5月22日(月)
募集要領等の公表	令和5年5月26日(金)～令和5年6月2日(金)
現場確認	令和5年6月6日(火)
現場確認	令和5年6月9日(金)
参加意思表明書の提出期限	令和5年6月14日(水)
質問書受付期間	令和5年6月15日(木)～令和5年6月21日(水)
質問回答期日	令和5年6月26日(月) 予定
辞退届提出期限	令和5年6月29日(木)
企画提案書の提出期限	令和5年7月14日(金) 12:00まで
沖縄市からの質問	令和5年7月21日(金)
沖縄市からの質問に対する回答締切	令和5年7月26日(水)
企画提案書審査(書類審査)	令和5年7月28日(金)
審査結果の通知	令和5年7月31日(月) 予定
契約締結	令和5年8月上旬契約予定

#### (2) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

#### (3) 書類提出に当たっての留意事項

- ① 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- ② 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ③ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。

#### (4) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### (5) 無効となる参加意思表示書又は企画提案書

提出された参加意思表示書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ① 本要領の定めに適合しないもの
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 法令または公序良俗に反する内容が記載されているもの

#### (6) 措置事項

参加意思表示書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

#### (7) 企画提案書等の取扱い

- ① 提出された参加意思表示書及び企画提案書は、返却しない。
- ② 提出された参加意思表示書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ③ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等及びテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開することがある。

#### (8) 追加資料

監理技術者及び主任技術者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

#### (9) 現場確認

現場確認及び平成5年度庁舎建設工事資料等の閲覧を下記の日程で、2回予定しております。

- ① 令和5年6月 6日 10:00～17:00
- ② 令和5年6月 9日 10:00～17:00

現場確認等を希望する場合は、令和5年6月 2日 17:00までに担当者へ連絡を行うこと。

また、現場確認時に仕様等の質疑が生じた場合、所定の質問書により行うこと。



(10) お問い合わせ先及び申込先

沖縄市役所 総務部 契約管財課 管財係 担当：當眞 嗣夫・喜屋武 勇也

住 所：〒904-8501

沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電 話：098-939-1212 内線 2096

F A X：098-934-0657

メール：a14kanza@city.okinawa.lg.jp